

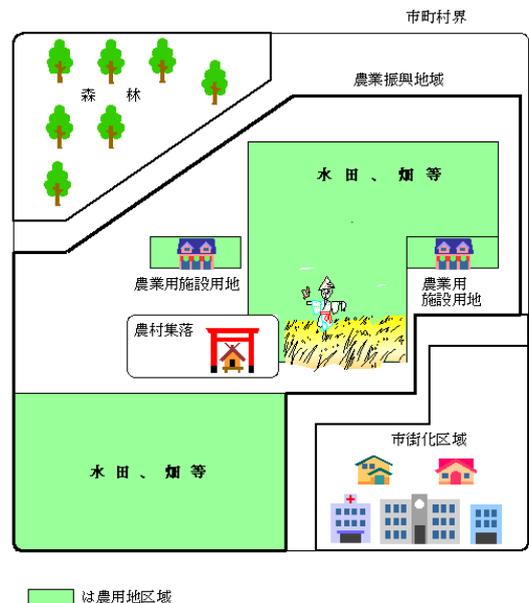
農業振興地域農振農用地を転用する場合は 農用地区域からの除外(農振除外)が必要です

1 農業振興地域とは？

農業振興地域制度は、農業の振興を図るべき地域を定め、土地の有効利用と農業の近代化のための措置を計画的に推進し、農業の健全な発展を図ることを目的として「農業振興地域の整備に関する法律(農振法)」により設けられた制度です。国の策定する「農用地等の確保に関する基本方針」に基づき、県は「農業振興地域整備基本方針」を策定し、「農業振興地域」を指定します。農業振興地域を有する市町村は、市町村農業振興地域整備計画を定め、農用地区域を指定します。

農用地区域に指定されているかどうかは、本庁農政課、各支所地域支援グループにお問い合わせください。

○ 農業振興地域のイメージ図



2 農用地区域とは？

農業振興地域のうち、今後 10 年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地で、次のような土地が該当します。※登記上原野などの非農地であっても、農用地区域の指定を受けていることがあります。

- 1 10ヘクタール以上の集団的農用地
- 2 農業生産基盤事業の対象地
- 3 1、2の土地の保全または利用上必要な施設の土地(農道、用排水路等)
- 4 農業用施設用地(2ha以上のもの又は1、2に隣接するもの)
- 5 地域の特性に即した農業の振興に必要な土地

3 農用地区域からの除外(農振除外)とは？

農用地区域に指定された土地は、原則、農業以外の用途に利用することはできません。

やむを得ず、農業以外の用途に利用しなければならない事情が生じたときは、農業振興地域整備計画の変更により農用地区域から除外(農振除外)することが必要です。農用地区域からの除外は、次の6つの要件すべてを満たす場合に限り認められます。

- 1 農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
- 2 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと
- 3 農用地の集団化や農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- 5 土地改良施設(ため池、用排水路等)の機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- 6 土地改良事業等の受益地である場合は、事業完了後8年を経過していること

4 農振除外の流れ

農業振興地域農振農用地の転用を希望する場合、**予定地が以下に該当しないことを確認してください**。事業内容に関わらず、農振法の規定により農振除外できない場合があるので、具体的な事業計画に着手する前に確認してください。

□ 土地改良事業が完了した年度の翌年度初日から起算して**8年経過していない**

8年未経過の場合、農振法の規定により農振除外はできません。

土地改良事業の実施状況については、事業予定地を管轄する土地改良区へ照会ください。

□ **中山間地域等支払制度の対象農用地である**

□ **多面的機能支払交付金の対象農用地である**

上記2つの補助金制度の対象農用地に該当する場合、**対象農用地から除外できる見込みがあるかを確認してください**。該当するかどうかについては、農林部農地林務課へ照会ください。

上記に該当しないこと(除外の見込みが立つこと)を確認できた後、下記担当課へ事業計画の事前相談



事業計画段階で、「**農振除外**」、「**地域計画の変更**」、「**農地転用の許可**」の見込みについて、それぞれの担当課で事前相談(随時受付。原則、計画図面が必要です)

【**農振除外担当**】 農林部 農政課 農政係 (TEL:0197-34-1582)

【**地域計画担当**】 農林部 農政課 人・農地プラン推進室 (TEL:0197-34-2371)

【**農地転用担当**】 農業委員会事務局 農地係 (TEL:0197-34-1754)

3件すべての見込みが立った後、下記のスケジュールとなります



① **R8.4~5月末(予定)**:期限までに**農振除外の申出書**を提出(提出先:農林部農政課農政係)

② **R8.8月末(予定)**:地域計画の変更決定、申出者へ通知

③ **R9.3月末(予定)**:農振除外の決定、申出者へ通知

④ **農地転用許可申請書の提出**:**農地転用許可申請書の提出**(提出先:農業委員会事務局農地係)

令和8年度の変更予定: R8.5月末申出期限 → R9.3月末除外可否決定

申出にあたっては、以下の点に留意ください

- ・ 期限の時点で提出書類に不備があるときは受理できませんので、早めの相談・提出をお願いします。
- ・ 申出書受理後は、原則として計画の変更は認められません。
- ・ 申出書を受理しても、関係機関との協議により除外にならない場合もあります。
- ・ 除外の可否については、後日文書にて通知します。
- ・ 転用を目的として農用地区域から除外した場合、除外後に農業委員会で農地転用許可の手続きが必要となりますので、忘れずに手続きをおこなってください。
- ・ 除外通知から1年が経過しても農地転用がなされておらず、その後農地転用の見込みがないと本市が判断した場合は、農用地区域へ再編入します。